平成２４年（フ）第５７４号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目16番502号
債務者　佐藤　淑乃
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
静岡県浜松市北区細江町中川807番地の４
債務者　中川　良次
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
静岡県浜松市北区細江町中川807番地の４
債務者　中川　能子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６０３号
静岡県浜松市中区早出町836番地の２
債務者　松下　広美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
島根県江津市二宮町神主ハ506番地７　青山団地４号棟412号室
債務者　得田　涼子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３３号
秋田県大館市御成町３丁目７番16号
破産者　伊藤　成子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３４号
秋田県大館市幸町10番９号
破産者　野口由美子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３号
石川県鳳珠郡穴水町字大郷にの62番地
破産者　川崎　安和
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第２３８号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８番66号　グランドール岸103号
破産者　遠藤　　明
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
茨城県土浦市富士崎１丁目２番18―502号　パークコート・ゼンケ
破産者　及川　光誉
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６号
茨城県土浦市下高津１丁目５番７号
破産者　本橋　利之
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
千葉県袖ケ浦市滝の口306番地27
破産者　糸井　裕樹
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２１９９号
北海道江別市野幌若葉町56番地の10　第２冨永ハイツ201号
破産者　工藤　健一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３２３号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―210号
破産者　吉田　英張
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７号
埼玉県入間市東町４丁目３番71号イーストヒルズ101、前住所埼玉県狭山市新狭山３丁目７番地の18
破産者　細田　光一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９８号
埼玉県所沢市東所沢３丁目８番地の13Mハイツ202、前住所埼玉県狭山市広瀬東１丁目15番31号
破産者　関　　寛
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７１号
埼玉県川越市三光町35番地13　三光町団地３―101号室、前住所埼玉県川越市大字小ケ谷668番地３
破産者　柳　　美也
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部